

令和5年度の最低賃金額

今年度の最低賃金の改定額が下表のように取りまとめられました。日付は発行予定日です。全国加重平均は、初めて1000円を超え、43円の引上げ額は、昭和53年(1978年)度に目安制度が始まって以降で最高額だった昨年の31円を大幅に超えました。この改定された額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで、都道府県労働局長の決定により、10月1日以降、順次発行される予定です。

令和5年度地域別最低賃金時間額と発行年月日(円:括弧内は4年度の最低賃金)

北海道960(920) 令和5年10月1日	青森898(853) 令和5年10月7日	岩手893(854) 令和5年10月4日	宮城923(883) 令和5年10月1日	秋田897(853) 令和5年10月1日	山形900(854) 令和5年10月14日	福島900(858) 令和5年10月1日	茨城953(911) 令和5年10月1日
栃木954(913) 令和5年10月1日	群馬935(895) 令和5年10月5日	埼玉1028(987) 令和5年10月1日	千葉1026(984) 令和5年10月1日	東京1113(1072) 令和5年10月1日	神奈川1112(1071) 令和5年10月1日	新潟931(890) 令和5年10月1日	富山948(908) 令和5年10月1日
石川933(891) 令和5年10月4日	福井931(888) 令和5年10月1日	山梨938(898) 令和5年10月1日	長野948(908) 令和5年10月1日	岐阜950(910) 令和5年10月1日	静岡984(944) 令和5年10月1日	愛知1027(986) 令和5年10月1日	三重973(933) 令和5年10月1日
滋賀967(927) 令和5年10月1日	京都1008(968) 令和5年10月6日	大阪1064(1023) 令和5年10月1日	兵庫1001(960) 令和5年10月1日	奈良936(896) 令和5年10月1日	和歌山929(889) 令和5年10月1日	鳥取900(854) 令和5年10月5日	島根904(857) 令和5年10月6日
岡山932(892) 令和5年10月1日	広島970(930) 令和5年10月1日	山口928(888) 令和5年10月1日	徳島896(855) 令和5年10月1日	香川918(878) 令和5年10月1日	愛媛897(853) 令和5年10月6日	高知897(853) 令和5年10月8日	福岡941(900) 令和5年10月6日
佐賀900(853) 令和5年10月14日	長崎898(853) 令和5年10月13日	熊本898(853) 令和5年10月8日	大分899(854) 令和5年10月6日	宮崎897(853) 令和5年10月6日	鹿児島897(853) 令和5年10月6日	沖縄896(853) 令和5年10月8日	全国加重平均 1004(961)

● 最低賃金制度とは

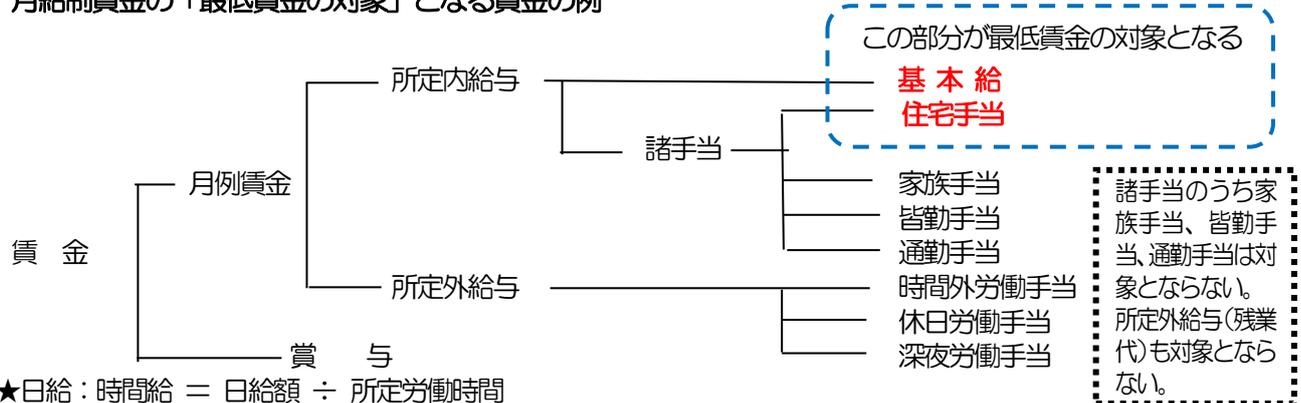
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者(パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。)を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

● 月給制賃金の「最低賃金の対象」となる賃金の例



★日給: 時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間
 ★月給: 時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間
 ※月によって所定労働時間が異なる場合: 時間給 = 月給額 ÷ 1 か月平均所定労働時間 (年間所定労働時間 ÷ 12 か月)